

# 世界遺産登録30周年記念事業実施業務 基本仕様書

## 1 業務名

世界遺産登録30周年記念事業実施業務

## 2 業務の目的

原爆ドーム及び厳島神社は、平成8年に世界遺産として登録されたことにより、世界的に知名度が高まり、多くの観光客が訪れている。

本業務は、二つの世界遺産が本年12月に世界遺産登録30周年を迎える機会を捉え、平和や歴史文化を象徴する施設として一層の周知を図るため、二つの世界遺産の価値等を伝える取組のほか、これらを活用した誘客や周遊促進につながる取組を実施するものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 4 業務内容

### (1) パネル展の開催（二つの世界遺産の価値等を伝える資料の展示等）

原爆ドームや厳島神社を訪れた観光客等に対し、二つの世界遺産の価値等を伝えることを目的に、歴史や保存・継承の取組などに関する資料の展示を行う。

#### ア 展示期間

令和8年11月から令和9年1月の約3か月間

#### イ 展示場所

原爆ドーム付近（平和記念公園内でドーム周囲の柵外かつ現物を視認できる場所とする。）  
及び宮島周辺（宮島口を含む。）

#### ウ 展示設備

屋外に展示する場合は、自立式の屋外用展示パネルなど、耐風性・耐候性等を備え、屋外での展示に適した構造の展示設備を設置する。なお、展示設備の固定に当たり、舗装面への杭の打込み、柵、樹木等へ縛り付ける行為は行わないこと。

屋内に展示する場合は、自立式の展示パネルやパネルボードなどの展示設備を設置すること。

#### エ 展示内容

展示資料（パネルサイズはA0程度を基本とする。）を日本語、英語の二言語で作成する。

#### (7) 原爆ドーム付近（原爆ドームに関する展示）

人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、また、核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いのシンボルとして世界遺産に登録された原爆ドームの持つ意義などについて、現物と併せて観光客の理解を深めることができるよう、以下の資料（写真及び解説等）を基本として体系的に展示する。

- ① 世界遺産登録の概要 1枚程度

- ② 原爆ドームの歴史 1枚程度
- ③ 被爆前の建物や館内、周辺のにぎわいの状況 6枚程度
- ④ 被爆の状況 2枚程度
- ⑤ 保存に至る経緯や保存の意義 1枚程度
- ⑥ 保存工事の概要 1枚程度
- ⑦ その他（宮島・厳島神社の概要、被爆建物の保存、原爆ドーム特別史跡指定）各1枚程度

(イ) 宮島周辺（厳島神社に関する展示）

古くから「神をいつきまつる島」として、島そのものが信仰の対象とされ、先人によって守り受け継がれてきた宮島の自然、文化、歴史の価値や重要性について、来訪者及び地域住民が理解を深めることができるよう、以下の資料（写真及び解説等）を基本として体系的に展示する。

- ① 世界遺産登録の概要 2枚程度
- ② 宮島・厳島神社の歴史 4枚程度
- ③ 観光地宮島の紹介 4枚程度
- ④ 「千年先もいつくしむ」（宮島の取組紹介・マナー啓発）、宮島訪問税の概要 2枚程度

オ 講話会等の開催

パネル展とあわせて、原爆ドーム及び厳島神社の歴史や保存・継承に関する理解を深められるよう、専門的な知見を有する人物等による講話会など（3回程度を想定）を、原爆ドーム周辺で開催する。

カ こども向けコーナーの設置

こどもを対象に、原爆ドーム及び厳島神社について親しみながら学んでもらうための「こども向けコーナー」を企画し、パネル展示の実施場所周辺において設置（令和8年11月から令和9年1月の約3か月間を想定）する。

キ 管理等

- (ア) パネル等の設置物については、設営および撤去作業時における安全管理を徹底すること。また、強風時における転倒防止等の安全対策を十分に講じること。
- (イ) 展示物等は、歩行者、車いす利用者等の通行の妨げとならないよう適切に配置すること。
- (ウ) 事故防止及び落書き・破損防止等の観点から、展示物等の定期的な点検及び清掃を実施すること。
- (エ) 展示物等に破損等が生じた場合は、受託者の責任において速やかに修繕等の対応を行い、あわせて発注者へ報告すること。
- (オ) 万が一事故が発生した場合は、実行委員会を含む関係機関と協議の上、受託者が速やかに対応すること。

(2) 体験型周遊イベントの開催

二つの世界遺産を中心とした誘客及び周辺の観光施設等への周遊促進を図るため、デジタルスタンプラリーを実施するとともに、本事業の目的に沿った体験型周遊イベントを1つ以上企

画・実施する。

ア デジタルスタンプラリーの企画・実施

(ア) 開催期間

令和8年11月から令和9年1月の3か月間程度

(イ) スタンプ獲得スポット

原爆ドーム及び厳島神社のほか、周辺の観光施設や交通拠点など、最大で10か所程度を訪れるよう設定することとし、詳細は発注者と協議の上決定する。また、各スポットに二次元コード等の案内を掲示する場合は、スタンド等により自立する方法で設置すること。

(ウ) 参加促進に向けた取組

外国人観光客を含む多様な来訪者が参加しやすいよう、多言語対応等の工夫を行うとともに、参加促進を目的とした広報及び参加意欲の向上につながる取組を実施する。なお、景品を用いる場合は、景品表示法に抵触しないよう十分に留意すること。

(エ) 問い合わせ対応

参加者等からの問い合わせに対して迅速に対応できる体制（例：コールセンターの設置等）を整備すること。

イ その他、誘客及び周遊促進に資する体験型周遊イベントの企画・実施

(3) マナー啓発イベントの開催

世界遺産の歴史や観光マナーについて、クイズ形式で回答してもらうなどの体験型の観光マナー啓発を行う。

ア 開催場所

厳島神社周辺等

イ 開催日数

3日以上

ウ 参加促進の取組

参加賞の配布など、参加促進の取組を行う。

(4) 路面電車関連企画

二つの世界遺産をつなぐ路面電車を活用した企画として、世界遺産登録30周年のPRを目的とした車体ラッピングを行うとともに、本事業の目的に沿った効果的な取組を1つ以上企画・実施する。

ア 車体ラッピング

原爆ドームと宮島口を結ぶ車両に世界遺産登録30周年のPRを目的とした車体ラッピングを行う（令和8年8月から12月の5か月間）。なお、ラッピングのデザインは、別添の「車体ラッピング・デザインの手引き」に準じたものとし、広島市都市計画課都市デザイン係へ事前協議すること。掲出及び原状回復等に係る費用はすべて受託者の負担とする。

イ その他、路面電車を活用した取組の企画・実施

## (5) 他都市でのPRイベントの開催

二つの世界遺産への誘客等を目的としたPRイベントを実施する。PRイベントは、会場を確保して開催するもの又は既存の観光イベント等へのブース出展とし、会場確保や申込、設営、配布物等の準備、当日の人員確保等は全て受託者が行う。

### ア 開催場所・回数

関東圏及び関西圏で各1回開催するほか、「ツーリズムEXPOジャパン2026」※（東京ビッグサイト）に出展する。

### イ 開催時期

関東圏及び関西圏における開催は、誘客に適した時期を設定すること。

なお、「ツーリズムEXPOジャパン2026」の開催期間は、令和8年9月24日から27日までである。

※ 「ツーリズムEXPOジャパン2026」については、他団体と合同で出展する予定であり、本事業のPRに使用するスペースは2小間（1小間＝3m×3m）を予定している。ただし、最終的な展示スペースの規模・配置及び展示内容については、発注者及び合同出展者と協議の上決定するものとする。なお、「ツーリズムEXPOジャパン2026」への出展申込及び出展料負担は委託業務に含まないが、その他の出展等に係る費用（ブース装飾、施工一式等）は全て受託者が負担するものとする。

## (6) プロモーション

二つの世界遺産の認知度向上を図るため、価値や魅力を伝える動画を制作するとともに、特設ホームページを開設する。また、本事業の取組内容等（第13回世界遺産サミットの開催を含む。）について広く周知するため、SNS等を活用したプロモーション等を実施する。

### ア 動画の制作

国内外に向けて原爆ドーム及び厳島神社の価値や魅力を効果的に伝える訴求力の高い動画を制作する。

#### (ア) 要件等

- ・再生時間は、二つの世界遺産の魅力を効果的に伝える時間として、4分以内を基本とする。あわせて、SNS等に活用できるよう編集した動画（30秒程度）を制作する。
- ・画面縦横比は16：9とする（SNSに活用する動画はこの限りではない）。
- ・納品形式は電子データ（MP4形式及びWMV形式）及びDVD-Rとする。
- ・言語は、日本語・英語の二言語で制作する。

#### (イ) その他

- ・本事業以外にも幅広く活用できるよう汎用性の高いものにすること。
- ・二つの世界遺産の歴史や保存・継承に関する内容を適切に盛り込み、世界遺産としての価値や魅力が視聴者に伝わるような構成とすること。
- ・人物を起用する場合には、本市と協議の上決定することとし、肖像権等の問題が発生しないようにすること。

### イ 特設ホームページの作成

国内外に向けて二つの世界遺産の価値や魅力を効果的に発信するため、特設ホームページを作成する。世界遺産の価値や魅力が視覚的に伝わるよう、画像を多くかつ効果的に使用し、ユーザーの興味を引くデザインとすること。

(7) 掲載方法

作成するコンテンツは、既存の「ひろしま公式観光サイト Dive! Hiroshima」のページに追加して掲載する。

(イ) 掲載開始期間

令和8年8月頃（完成した内容から順次掲載すること。なお、本ページは令和10年度末までの掲載を予定している。）

(ロ) 掲載情報

以下の内容を基本に、原爆ドーム及び厳島神社の価値や魅力が効果的に伝わる記事等を作成し、掲載する。

- ① 本事業の概要
- ② 二つの世界遺産の概要
- ③ 動画（本業務で制作したもの）
- ④ 本事業に係るイベント情報（第13回世界遺産サミットの開催を含む。）
- ⑤ 周辺の観光施設情報
- ⑥ その他

ウ SNS等を活用したプロモーション

二つの世界遺産への誘客等を図るため、多様な媒体（SNS広告、WEB広告、テレビCM、新聞広告、サイネージ掲載等）を用いた効果的な情報発信を行う。

エ 広報物（ポスター、チラシ等）の制作

本事業の取組内容を広く周知するためのポスターやチラシなどの広報物を制作し、発注者が指定する場所へ納品する。

【最低必要枚数】

- ・ポスター（フルカラー）：B3サイズ（中吊り広告用）1,000枚以上  
B2サイズ200枚以上
- ・チラシ（フルカラー）：A4サイズ5,000枚以上

オ その他、効果的なプロモーションの企画・実施（任意提案）

(7) 観覧者数の計測等

(1)～(3)及び(5)について、観覧者数等を計測するほか、パネル展の来場者を対象に施設の歴史や保存の取組に関する理解度を把握するためのアンケートを実施し、発注者に報告する。

なお、計測方法及びアンケートの実施方法等については、あらかじめ発注者と協議の上、信頼性の高い方法を採用すること。

(8) プロモーション効果の計測

(6)について、動画の再生回数、特設ホームページの閲覧者数を計測し、発注者に報告する。

なお、計測方法等はあらかじめ発注者と協議し、信頼性の高い方法を採用すること。

#### (9) その他の効果的な取組（任意提案）

本仕様書に記載した内容に関わらず、本業務の目的に沿った企画提案については、発注者と協議の上、実施すること。

### 5 実施報告書等

#### (1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。実施計画書には次の事項を記載するものとする。また、実施計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、発注者に変更の実施計画書を提出し、承認を得ること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務内容
- エ 実施体制
- オ 業務工程（スケジュール）
- カ 連絡体制（緊急時含む）
- キ その他

#### (2) 実施報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに実施報告書を作成し、発注者に提出すること。実施報告書には、次の事項を記載するものとする。

- ア 実施概要
- イ 実施内容（各取組の実施風景等の写真を添付）
- ウ 実施工程（スケジュール）
- エ 各取組の計測結果

### 6 成果品

- (1) 実施報告書及び成果品を、電子データ及びDVD-Rで提出する。
- (2) 実施報告書については、印刷物で2部提出する。
- (3) 業務内容4(1)、(6)ア・イ、(7)及び(8)に係る実施報告書及び成果品については、上記に加え、DVD-Rで1部、印刷物で1部提出する。

### 7 印刷物への事業名称等の掲載

業務内容4(1)及び(6)ア・イに係る印刷物（ポスター、チラシ等）には、可能な限り文化庁のシンボルマーク及び補助事業名を併記し、掲載すること。

また、本業務とは別に制作する世界遺産登録30周年記念事業ロゴマークについて、印刷物に掲載するなど積極的に活用すること。

## 8 関係法令等への対応

本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。特に、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、景観法、都市公園法、自然公園法、広島市屋外広告物条例及び広島市公園条例等に関しては、各法令に基づく手続きが必要となる場合があるため、受託者は事前に各所管窓口へ相談の上、必要な許可手続き等を行うこと。

(1) 都市計画法に基づく手続き

廿日市市建設部都市計画課（廿日市市下平良一丁目 11-1 電話：0829-30-9190）

(2) 建築基準法に基づく手続き

廿日市市建設部建築指導課（廿日市市下平良一丁目 11-1 電話：0829-30-9191）

(3) 文化財保護法に基づく手続き

広島市市民局文化振興課（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話：082-504-2501）

廿日市市教育委員会文化財課（廿日市市下平良一丁目 11-1 電話：0829-30-9205）

(4) 景観法及び広島市屋外広告物条例に基づく手続き

広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話：082-504-2277）

(5) 都市公園法及び広島市公園条例に基づく手続き

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話：082-504-2390）

(6) 自然公園法に基づく手続き

環境省中国四国地方環境事務所 広島事務所（広島合同庁舎 3 号館 1 階）

（広島市中区上八丁堀 6-30 電話：082-223-7450）

## 9 特記事項

- (1) 本業務に係る納入成果物に関し、全ての著作権は発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (3) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (4) 平和記念公園内で緊急工事（舗装修繕、樹木せん定等）を行う際に、本事業の設置物等が障害になる場合は移動等の対応に協力すること。
- (5) 平和記念公園内における業務実施に当たっては、慰霊碑への配慮（経路確保、物を立てかけない等）を行うこと。
- (6) イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- (7) 本業務において写真や動画、BGM等を使用する場合は、著作権等の権利関係に問題が生じない素材を使用すること。使用にあたり許諾が必要となる場合は、受託者の責任において必要な手続等を行うこと。

- (8) 施設や撮影場所の使用許可等の手続きについては、各施設や撮影場所の管理者に対し適切に、受託者自ら許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入すること。
- (9) イベント等で使用する水道及び電気等は、原則として受託者が自ら発電機等により調達すること。
- (10) 企業・団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- (11) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。
- (12) 本業務において、政治を目的とする活動は行わないこと。
- (13) 関係者との調整、苦情対応等については、受託者の責任において行うこと。
- (14) 本業務を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め発注者に承認を得ること。